

# 神奈川県弁護士会新聞

発行所  
神奈川県弁護士会  
横浜市中区  
日本大通9番地  
☎045-211-7707  
URL <http://www.kanaben.or.jp/>

## 新企画は

# 「弁護士を論破せよ」

サマースクール2019 開校

7月26日、当会が主催する夏の恒例イベント「サマースクール2019」が開催された。

サマースクールは、神奈川県に在住又は在学中の中高生を対象とした法教育のイベントである。私たち法律家の仕事を身近に感じてもらうとともに、物事を多角的に捉える力や自分の考えを他人に伝える力を学んでもらうことを目的としている。今年も横浜地方裁判所

開校の挨拶をする佐藤裕校長

との目標の下、生徒たちと弁護士が意見を戦わせ、勝敗を審判役の生徒たちが下すという企画である。企画段階では、一見難しそうで希望者が少ないのではと懸念されていたが、蓋を開けてみれば、3つの企画の中で最も人気があり、予定していた参加人数を増やすことになった。

討論のテーマは、「企業の採用選考で大学名を見て一次選考で落とすことのは非」と「スマホを中学校に持ってきていいか(使用を前提)」の2つで、各チーム2班が弁護士と対戦した。どの班もしっかりと立論して弁護士を追い詰め、結果は生徒と弁護士が2勝2敗と拮抗した。

施設見学では例年通り、普段は体験できない裁判官席や防弾チョッキ等を体験し、生徒たちに非常に好評であった。

座談会では、法曹二者がパネリストとなり、仕事のほか普段の生活を紹介。生徒たちに法曹を身近に感じてもらえたようである。

(会員 神田 木綿子)

2019年度  
関弁連定期弁護士大会・シンポジウム  
日時 2019年9月27日(金) 午前10時  
場所 ANAクラウンプラザホテル新潟

## 臨時総会・会員集会 同日開催

7月31日、横浜情報文化センター情文ホールにおいて、臨時総会が開催された。

総会に先立ち、民事訴訟IT化PT座長飯田直久会員から、現在、裁判所が進める民事訴訟IT化の動きについて報告があった。

**第1号議案 憲法の基本原則の堅持と地方自治の本旨の尊重を求める総会決議**

徳田暁副会長からの提案理由の説明の後、討論に入り、活発な質問、意見交換が行われた。その後採決となり、圧倒的多数で可決承認された。

引き続き会員集会が開催され、2つのテーマが

話し合われた。

**テーマ1 死刑廃止に関する日弁連の取り組みについて**

最初に、日弁連死刑廃止及び関連する刑罰制度改革実現本部の木村保夫会員から、死刑廃止に関する日弁連の取組について説明が行われた。その後、会員から様々な質問、意見が出され、活発な議論の場となった。

**テーマ2 持続可能な開発目標(SDGs)に關し神奈川県との包括連携協定を締結する件について**

SDGsとは、2015年9月の国連サミットにおいて全会一致で採択された国際社会全体の目標としての「持続可能な開発目標」である。まず



活発な意見交換の様子

前者の議題については、当会の女性比率が約20%であるところ、役職者の割合を30%にするという目標達成は容易ではなく、仕事と家庭との両立に配慮した施策が必要であるという意見などが出され、他方で、男女共同参画の推進が女性にとって役職等の押し付けにならないように留意しなければならない、という指摘もなされた。

最後に、武井共夫広報委員会委員長の閉会の挨拶で、今回の市民会議は

(広報委員会副委員長 堀口 憲治郎)

## 第13回 市民会議開催される

会議の様子

7月30日、当会会館において、第13回神奈川県弁護士会市民会議が開かれた。

今回は、当会における男女共同参画推進への取組とヘイトスピーチ問題が議題となり、まずは当会側から現状の問題点や当会の活動内容についての説明がなされた。

被害者を守ろうとする当会の活動を評価する一方で、ヘイトスピーチを規制する場合には表現の自由にも配慮する必要があるという意見、ヘイトデモが発生していない自治体に対しても規制を促していく必要があるなどという意見も出された。

最後に、田鍋 智之

## 山ゆり

最近、うちではよく、ディズニー作品の映画をテレビで見ている。音楽もジャンボリズムキーや「パイレーツ・オブ・カリビアン」などがよく流れている▼そうしたら、「アラジンって泥棒なの?」「アラジンって悪い人なの?」と、ディズニーの「アラジン」を見た2歳の長女から唐突に質問された▼自分の中では、アラジンは、魔法のランプの魔人と一緒に悪い奴と闘い、ハッピーエンドで終わるというあらすじの記憶だった。アラジンが泥棒で悪い奴という認識はなかったのだ、長女の質問の意味がわからなかった。そこで、よくよく見ると、アラジンがパンを盗んで、衛兵から追われている場面が描写されていた▼なるほど、この場面のせいかわかったものの、さて、2歳の長女に、アラジンが泥棒かどうか、悪い人かどうかをどう説明したらいいものか、これが難しい。そうしていると、「なんでランプから人が出るの?」「どうして空を飛べるの?」と親なら誰もが経験するなぜなぜの質問の繰り返し。これが世間でいう「なぜなぜ期」か▼軽くあしらおうとすると、逆に咎められる。子どもとって侮るべからず。

(田鍋 智之)

# 横浜地裁第3民事部特別講演

## 同時廃止事件の申立て～申立てまでの いくつかの問題点と管財配点替えの事例～

# 民事法律扶助に関する アンケート集計

日本司法支援センター  
対策委員会では、民事法  
律扶助制度について、ど  
の程度利用され、どのよ  
うな問題があるかを調査  
するため、平成30年5月  
25日から6月15日の期  
間、全会員を対象に、当  
会ホームページへの回答  
フォームへ入力する方法

によるアンケート調査を  
行った。回答件数は75件  
であった。  
民事法律扶助契約をし  
ている会員に前年1年間  
の利用件数を尋ねたところ、「相談」の利用は年  
間数件と毎月1～5件が  
87%、「援助」の利用は年  
間10件未満が70%程度

で、「相談」が「援助」  
に直結するわけではない  
ことがわかった。  
民事法律扶助利用の手  
続・書類について、改善  
の必要があるかどうかを  
尋ねたところ、「大いに  
改善の必要あり」と「で  
きれば改善すべき」が合  
わせて81%と大多数を占

めた。改善すべき点につ  
いては、申込手続など手  
続面での煩雑さを問題と  
する意見が多かった。  
民事法律扶助の立替基  
準(着手金・報酬金額)  
については、全体的な増  
額を求める意見が圧倒的  
多数であった。分野別で  
は、家事事件、破産事件

など、時間や手間がかか  
る割に基準が低いという  
不満が多いことがうかが  
えた。  
援助不開始の決定を受  
けた経験や、援助不開始  
になると見込んで申込を  
回避した経験を尋ねたこ  
ろ、それぞれ「ある」  
との回答が20～30%あっ  
た。これらの理由の大部  
分は資力オーバーであ  
り、それ以外の理由で援  
助を利用しないことは多  
くないようである。

訴訟の代理援助の場  
合、原則的に訴訟救助の  
申立をしなければならな  
い。しかし、申立のため  
に、裁判所から被援助者  
の収入に関する疎明を求  
められるなど、手間がか  
かることから申立をしま  
いと回答が少なくなか  
った。少額の場合、最初  
から印紙代を立替対象と  
すべきとの意見も多く、  
訴訟救助申立を要件とす  
ることへの不満がうかが  
える。

その他様々な意見が寄  
せられた。全体を通して  
感じられたのは、多くの  
回答が、民事法律扶助制  
度の意義を認め、利用を  
促進すべきであると考え  
ているものの、手続や対  
応、報酬基準など、改善  
すべき点が多々あると考  
えているということであ  
る。  
法テラスは国の制度で  
あり、速やかな制度改善  
は容易ではない。しかし、  
制度を利用して各弁  
護士が声を上げ続けるこ  
とは、制度改善のために  
必要なことである。  
当委員会では、今後も  
会員が民事法律扶助制度  
を理解し、利用しやすく  
なるよう、活動を続けて  
いきたい。  
(日本司法支援センター  
対策委員会  
委員長 大谷 豊

満員礼止め状態の会場内

7月11日、当会会館に  
て、横浜地方裁判所の水  
野正則裁判官・大野啓史  
主任書記官を招き標記講  
演が開催された。本講演  
は倒産法研究会主催によ  
るものであるが、今回に  
限り研究会非会員に公開  
したこともあり、予備の  
椅子席を含め満席、立  
ち見参加者も現れるな  
ど、立錐の余地ない程の  
受講者の参加があった。

講演では破産申立てに  
おける同時廃止(同廃)  
と管財事件との振り分け  
基準の趣旨説明とともに  
に、豊富な実例紹介を通  
じ、同廃申立ての際代理  
人が留意すべきポイント  
が整理されて示された。  
中でも、受任後の債務者  
の家計状況、特定債権者  
への弁済禁止、免責期日  
への確実な出頭等につ  
き、「受任当初から適切

に指導することの重要  
性」が強調された。  
清算型・資産調査型事  
例では、通帳やカード取  
引明細等客観的資料と債  
務者の資金繰りや家計の  
状況との整合性を代理人  
自身が確認すべきこと、  
また破産に至る経緯の説  
明は債務者の言を鵜呑み  
にするのではなく、客観  
的資料を元に積極的に問  
いかけ聞き取りを行って  
充実させることの重要性  
が説かれた。

さらに、最近では携帯電  
話会社のクレジットカー  
ド取引について裁判所は  
注視しているという新た  
な情報提供もあった。  
免責調査型事例では、  
不許可相当事案について  
の裁判所からの配点替え  
の打診は、むしろ救済の  
意味を含むものであるこ  
とが分かった。

(会員 三橋 潔

## 今年も大盛況となった

# 夏の士業合同相談会

盛況で、相談件数は59名、  
延べ相談件数は83件であ  
った。  
この相談会の最大の特  
徴は、ワンストップでの  
相談が可能となるという  
点にある。今回も相談の  
開始時間である午後1時  
から終了時間の午後5時  
まで、いくつもの士業を  
巡って相談をする相談者  
が散見された。  
相談内容としては、特  
に、複数の士業への相談  
が必要となる「相続問題」  
が多かったことから、ワ  
ンストップ相談の提供と  
いう当相談会の特徴が十  
分に生かされていたと思  
う。

7月20日、当会会館に  
て、「14士業合同くらし  
と経営のなんでも相談  
会」が開催された。当相  
談会は、平成28年から毎  
年7月の土曜日に開催さ  
れており、今年で4回目  
の開催となる。

1回目は11士業(公認  
会計士・税理士・司法書  
士・行政書士・土地家屋  
調査士・不動産鑑定士・  
社会保険労務士・中小企  
業診断士・建築士・社会  
福祉士・弁護士)だった  
が、2回目は日本弁理士  
会関東会、3回目は神奈  
川県宅地建物取引業協会  
と、毎年一士業ずつ協力  
団体が増加していった。  
そして今回は、神奈川県  
県マンション管理士会か  
ら参加の申出があり、14  
士業での開催が実現し  
た。相談会は今年も大変

法律相談センター運営  
委員会では、今後も他士  
業と連携を深め、当相談  
会のほか不動産合同相談  
会・事業者合同相談会な  
ど様々な相談会を協働し  
ていく予定であり、当会  
会員の皆様には、是非と  
も積極的なご協力をお願  
いしたい。  
(法律相談センター運営  
委員会渉外部会  
部会長 畑 裕士)

# 研究会

## 民事信託の組成 における勘所

### 契約書作成と口座開設

クロストークに参加した根本会員、八谷氏、岡氏

近時、一部の他士業を中心に、民事信託の組成に積極的に取り組んでいる傾向が顕著である。これに対し、弁護士の民事信託分野におけるスキルが十分とは言えず、専門職としての知見を發揮できていないことも否めない状況にある。

そこで、弁護士の専門性を向上させるため、信託口座の開設において日々士業が作成している信託契約書に接している金融機関の担当者（業務推進主任専門役）によるクロストークがなされた。基調講演では、紛争を生じやすい信託の類型について触れるとともに、具体的な条項例を挙げて契約書作成における留意点について報告がなされた。

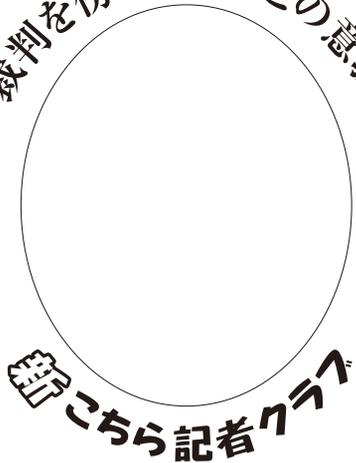
金融機関の立場からは、士業の作成にかかる契約書案のうち信託法の理解が十分でないと思われるものや、信託法の趣旨に抵触するものなどについて、具体例を交えた指摘があった。

また、信託においては、信託口座の開設が必要になる例が多いところ、金融機関への信託組成前の相談の重要性についても指摘がなされた。

（会員） 山川 英夫

部主任専門役）によるクロストークがなされた。基調講演では、紛争を生じやすい信託の類型について触れるとともに、具体的な条項例を挙げて契約書作成における留意点について報告がなされた。

### 裁判を傍聴することの意義



10年前、裁判員裁判が始まった1か月後に私は記者として初めて社会部に異動し、裁判担当いわゆるJ担を1年間した。その後、警視庁や一度目の横浜支局、経済部などを経て、昨年5月にまた横浜支局に戻ってきた。

J担として関東の様々な著名事件を傍聴したが、特に印象に残っているのは裁判員裁判で初めて死刑判決が宣告された事件。初公判で冷徹無比だった(当時)被告人が日に日に感情がある人間らしさを取り戻していく様子に正直、驚いた。公判の過程の僅かな時間人間性が変わっていったのだが、弁護士らが法廷でも親身になって被告人に語り掛

けていた熱意を被告人も感じたのだろうか。一方で、大切な人を奪われた遺族による意見に包まれた。被告人側にも被害者側にもそれぞれのドラマがあったよ

見陳述ではその悲痛な訴えに裁判長や主任弁護士などを除き、法廷は嗚咽やすすり泣くように思う。

横浜支局では警察取材をメインに県内を1記者でカバー

（フジテレビ報道局社会部）  
横浜支局 川田 梨江子

## 反対票の必要性

会員 多湖 翔 (65期)

### 常議員会 のいま

イソ弁としての修行先である群馬から出身地である神奈川に戻って来て、3年が経とうとして

私は今回が初の常議員就任となるが、率直な感想として常議員会は面白いと思う。各議題に対して、自分が思いつかなかったような色々な角度、視点の意見が出るし、当会の成り立ちや仕組みに関する話もあるので、聞いていて面白い。ベテランの先生方から出身地である群馬から戻って来て、3年が経とうとして

昔ははっきりいって、「常議員会など、上の期の先生方の指示を受けて休日返上で一生懸命作った会長声明案にダメ出しをしてくる人たちの会合」といった認識しかなかったが、実際に常議員会に出てみると、「ああ必要な手続だったんだな」という認識が変わった。

各委員会に所属しているときは、目の前の問題に対して、偏った(ある特定の委員会の)立場からアプローチすることが多いが、単位会を代表した意見表明である以上、多くの立場から検討した方が絶対に良いと感じたからだ。

正直、「これで本当に神奈川県弁護士会の名前を使って対外的に出すつもりなのか。大丈夫なのか」と感じる議題はやはりある。皆が賛成する中、反対や棄権をするのは勇気がいることだ。そして執行部の先生方の訴えかけるような目ももちろんないけれども、自分の弁護士としての矜持や理念に反するものに対しては、これからの反対票を投じなければいけないと思っている。

## 木を見て森を見ず!?

### 理事者室

#### だより

副会長 青山 良治

理事者となり、はや4か月が経過した。本日に1日が短い。1週間が短い。1か月が短い。あつという間に毎日が過ぎていく。

1か月後の裁判期日に向けての準備という点であれば、無論、対応案件にもよるが、それなりに余裕をもって業務を行えることも多い。

しかし、理事者業務の場合、1か月の経過が本場に早い。

このように感じるのは、おそらく、日々、多くの業務に忙殺されているからであると思うが、それを解決することに集中するあまり、大きな視点で物事を考えることができないくらいがある。「一体、本執行部は、どのようなことをしているのか」とか、

これが、われわれ執行部の(？)、少なくとも私自身の悩みであるが、この悩みを解決すべく、1週間に1度開催される理事者会議後に、理事者で食事に行く機会が増えた。

個々の問題点について解決を模索する理事者会議とは異なり、もっと大局的な視点から、われわれ執行部は何をすべきか、

食事しながら理事者間で意見を交換したりしている。

さて、あつと8か月のうちに、どんなことをすることができているのか。理事者会議後の食事は、単なる飲み会に過ぎなかったこととなり、理事者会計(理事者の飲食費等を会計担当の理事者が事前に理事者全員から預かっていく)の費消を加速しただけのこととなるのか。

いずれにしろ、日々の業務を一生懸命行っている執行部を温かく見守っていただければ幸いである。



# 情報セキュリティを考える

## はじめましょう

### その18 PDFのセキュリティ

既に多くの会員の方向が、日常的にPDFファイルを利用していていると思います。PDFとは「Portable Document Format」の略で、アドビシステムズが開発、提唱する電子上の文書に関するフォーマットを指します。現在ではISOによって世界標準の電子文書フォーマットとされています。

PDFは、作成元と閲覧先のコンピュータ環境が異なっても閲覧でき、かつ、レイアウトが崩れない、ファイルサイズを小さくすることができる

等の便利なフォーマットですが、セキュリティの設定ができることについては知らない方も多いのではないのでしょうか。PDFファイルには、情報の機密性を保つために、閲覧パスワード、編集パスワードを設定することができます。

閲覧パスワードを設定することにより、利用者は正しいパスワードを入力しないとPDFファイルを開けなくなります。また、編集パスワードが設定されている場合は、編集、印刷、テキストや画面のコピーといった作業をする際に編集パスワ

ードを入力しなければなりません(作業ごとに許可を設定できます)。

これらの設定は簡単にできるものの、パスワードを解析するプログラムも出回っており完全ではありません。

より安全を期する方法として、PDFは公開鍵を用いた暗号化もサポートしています。

公開鍵の仕組みの説明は割愛しますが、これにより、PDFファイルが暗号化され、作成者が指定する特定の人のみが復号化することができます。これらセキュリティ

機能は、アドビが提供する公式ソフトであるAcrobat DCで設定ができます。また、パスワードのセキュリティであれば、MicrosoftのWordであるとか、市販の有料・無料PDF編集ソフトなどでも設定が可能です。

裁判のIT化によって、裁判所に書面、証拠などをPDFファイルで提出する機会も増えていくと思えますので、これを機会にPDFファイルのセキュリティ機能を覚えてみてはいかがでしょうか。

(会員 内山 浩人)

表する実力者ぞろいであり、高いレベルでの戦いが期待された。

名門小樽カントリー倶楽部での初日を終えた段階で、取切戦初参加の渡辺孝太郎会員がリード。井上雅彦会員、沢藤達夫会員、石井誠会員が続く。

2日目は男子ツアーANAオープン開催の難コース札幌ゴルフ倶楽部輪厚コース。上位4人が最終組となってスタート。渡辺会員は同じ事務所のボスでもある沢藤会員のプレッシャーに勝って初優勝なるかが注目された。

自営業・フリーランスのみなさん!

ゆとりのある未来へ行きましょう。

日本弁護士国民年金基金  
国民年金にゆとりをプラス。自分で入る公的な個人年金。

03-3581-3739 <http://www.bkn.or.jp>

# 横浜地裁でいよいよ民事裁判のIT化が始まります

## 公開模擬裁判の実施

令和2年から試行

【フェーズ1】e法廷  
現行法下でのウェブ会議活用

※2月開始：知財高裁、高裁所在地の地裁 / 5月開始：横浜、さいたま、千葉、京都、神戸の各地裁

【フェーズ2】e法廷  
法改正しウェブ会議等を活用  
【フェーズ3】e提出・e事件管理法改正・システム構築し裁判全体をIT化

検討準備

- ### 民事裁判の3つのe
- ① e提出  
訴状の提出、書面直送などのオンライン化、電子納付
  - ② e事件管理  
訴訟記録へのオンラインアクセス、オンラインでの期日調整や審理計画の共有
  - ③ e法廷  
口頭弁論、争点整理期日などのウェブ会議での実施

ウェブ会議による争点整理手続を想定した当会会員向け公開模擬裁判が、7月17日、横浜地方裁判所と当会民事訴訟IT化検討プロジェクトチーム(IT化PT)の共催で行われ、約180人の会員が参加した。

冒頭、本田正男会員が、来年2月から順次試行される民事訴訟IT化は、法改正の不要なウェブ会議の活

用のみであり、書面提出のオンライン化などはその後の検討課題であることなど、民事訴訟IT化の進捗状況を説明した。

続く模擬裁判では、争点の単純な貸金返還請求事件をモデルに、第一回口頭弁論期日後の書面による準備手続の扱いでウェブ会議を活用する設定で、争点整理と次回期日までの準備事項の確認が行われた。

打合せは、裁判所・両代理人の三者を結んだウェブ会議として行われ、各画面上には他の二者の顔が映っている状態で議論をしたほか、三者が画面上に書証を表示しながら主張を確認していく場面もあった。

打合せの終わりには、裁判所が次回期日の日時と準備事項をまとめたメ

モを作成し、両代理人の画面にはそのメモが作成される様子がリアルタイムで表示されていた。

当会でウェブ会議を想定した模擬裁判が実施されるのは、今回が初。IT化PTでは今後、横浜地裁と協力して模擬裁判や研修会を実施するほか、必要な設備や安全性など運用面の課題についても協議を続けることとしている。

ウェブ会議を活用した争点整理手続は、横浜などの5地裁本庁では、来年5月から運用が始まる。東京など高裁所在地の8地裁本庁では来年2月から運用が始まるため、当会会員も、早ければ来年2月から、ウェブ会議による争点整理手続に参加できる場合がある。

(会員 菱山 哲平)

## 法曹ゴルフ夏期合宿

# ハイレベル決戦の行方は…?



横浜法曹ゴルフ会は7月7日、8日に北海道にて恒例の夏合宿を行った。この2日間では7月の月例会のみならず、過去の1年間の月例会優勝者で争われる年間王者決定戦「取切戦」が行われる。今年の参加者は総勢16名、そのうち取切戦参加の7名は法曹ゴルフを代

小樽カントリー倶楽部にて

が、渡辺会員の2打目は見事に林に吸い込まれてボギー。後半5番ホールでは、木の下のへ位置した渡辺会員に對し、今度は井上会員が「ちまちまパーを取っても意味がない」と囁く。この声を無視できない渡辺

首位で粘る渡辺会員に沢藤会員が近寄り2オン狙いを囁く。ここは事務所内バランスが作用し2オンを狙うことに。雰囲気察したキャディーさんからは「記念に狙う人がいます」と言われる始末であった。

これらプレッシャーを受けつつも、渡辺会員は後半7ホール目で見事パーディを奪取し勝負を決めた。2日目をグロス83でまとめて取切戦初優勝を飾った渡辺会員には、当会平成30年度会長であった芳野直子会員より神奈川県弁護士会会長杯が贈呈された。なお、渡辺会員は月例会でも優勝する完全勝利であった。

盛会のうちに幕を閉じた夏合宿に続き、昨年40人以上の参加者を集めた忘年ゴルフコンペを今年も開催予定である。横浜法曹ゴルフ会の会員でな

くとも参加可能なので、ゴルフ好きの皆様には是非ご参加頂きたい。

(会員 吉澤 幸次郎)

## 編集後記

梅雨が明ける少し前、1両目の冷房が故障しているの2両目以降を利用してほしい旨のアナウンスが流れていた。そういえば、高校生の頃、冷房車両が1両置きなんてこともあったような記憶。その頃に連日災害級の猛暑だったら……などと考えているお盆休み直前です。

デスク 久保 義人  
記者 土居 久子  
田鍋 智之  
飯島 麻樹  
久保田 辰  
須山 園子  
青山 良治